

重要事項説明書

<2025年1月1日現在>

○入所者（被保険者）に関する事項

1. 要介護者（要介護1～5）であって、主として長期にわたり療養が必要である方が対象となります。ご利用のお申し込みにあたり、利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。
2. この契約の契約期間は入所者が医療法人社団明日佳 埼玉あすか松伏病院 介護医療院入所サービス利用同意書を提出後、入所者の要介護認定 有効期間満了日までとします。
3. 契約満了日の7日前までに、入所者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、入所者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

○施設の概要

1. 施設の名称等

[施設名] 医療法人社団明日佳 埼玉あすか松伏病院介護医療院

[所在地] 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏1263番地5

[管理者の氏名] 大矢 正俊

[電話番号] 048-992-0411

[FAX番号] 048-992-0415

2. 施設・設備の概要

構造		RC造
敷地面積		8765.15㎡
建物面積		1562.85㎡
4階延べ床面積（介護医療院部分）		1104.00㎡
定員		48名
病室	13室48床	定員4名（11室）、3名（1室）、1名（1室） 1床あたり8㎡以上
食堂・談話室	1室	50.08㎡ 1床あたり1.04㎡
浴室	1室	25.52㎡
便所	5室	18.38㎡
機能訓練室	1室	166.8㎡ 1床あたり3.47㎡

3. 施設の職員体制

		業 務 内 容
管理者	常勤1名	従事者の統括管理、指導
医師	非常勤1名以上	診療・治療等医療行為
看護職員	8名以上	療養上のお世話、診療の補助
介護職員	10名以上	療養上のお世話
介護支援専門員	1名（看護職員と兼務）	家族の連携、施設サービス計画作成
薬剤師	1名以上	薬剤管理、指導
理学療法士	1名以上	機能の回復訓練
栄養士	1名以上	食事の栄養、配慮、工夫、指導
事務職員	1名	諸記録整備

4. 職員の勤務体制

始業・就業の時刻及び休憩の時刻は以下の通りです。

日勤 9：00～17：00

早番 7：30～15：30

遅番 10：00～18：00

夜勤 16：30～9：30

休憩時間 各1時間（夜勤は2時間）

業務上必要な場合は、上記時間以外の体制で勤務する場合がございます。

○介護医療院の目的と運営方針

1. 介護医療院の目的

(1) 介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことを目的とする施設です。

2. 運営方針

(1) 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとします。

(2) 従業者は、要介護者の心身の状況等に応じて適切な事業を提供するとともに、自らその提供する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護施設サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めるものとします。

(3) 事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

- (4) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (5) 事業の実施に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

○サービスの内容

- ① 食 事 朝食 午前 8時00分～
 昼食 午後 0時00分～
 夕食 午後 6時00分～
- ② 清 潔 毎日、身体の清潔、保持に努めます。又、状態に応じて週2回以上の特別浴又は清拭を行います。
- ③ 介 護 施設サービス計画(ケアプラン)に沿って下記の介護を行います。
 着替え・排泄・入浴・食事等の介助・オムツ交換・体位変換・シーツ交換・口腔ケア・散歩・レクリエーション・施設内の移動の付き添い等
- ④ 機能訓練 2階のリハビリテーション室、ベットサイド等にて機能回復訓練を行います。
- ⑤ 医療生活相談 医療ソーシャルワーカーが、療養上生ずる様々な事柄に対し相談、援助を行います。
- ⑥ 要介護認定に係る援助 入所者の意思を踏まえ、要介護認定の申請に必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が入所者の要介護認定有効期間の満了日の遅くとも30日前には行われるよう必要な援助を行います。
- ⑦ 理美容サービス 当施設では、入所者の希望により理美容サービスを実施しています。料金は別途かかりますので、詳しくは病棟職員にご相談下さい。
- ⑧ レクリエーション行事 当施設では、四季折々のレクリエーションを行います。

○入所者負担金

- 1. ご利用料金、加算料金などについては、別紙2をご参照下さい。
- 2. お支払い方法 原則毎月15日頃に、前月分の請求書を郵送し、27日にご指定の口座より引き落としされます。

○緊急時の対応方法

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力頂き、利用者の状態が急変した場合及び歯科受診希望時には、速やかに対応をお願いしています。

[協力医療機関]

名称 埼玉あすか松伏病院
住所 松伏町松伏 1263 - 5
電話 048 - 992 - 0411

[協力訪問歯科医療機関]

名称 春日部デンタルクリニック
住所 春日部市粕壁 1 - 9 - 5
電話 048 - 760 - 1182

○非常災害時の対策

1. 当施設は消防計画の策定と防火管理者の選定をしており、消防署へ届出を行っております。
2. 当施設は、吉川松伏防火安全協会への加入、松葉連合自治会との消防・防災活動相互応援協定を取り交わしております。
3. 当施設は、防災設備として、スプリンクラー、自動火災報知機、誘導灯、消火器、補助散水栓が設置されております。
4. 当施設は、年2回消防訓練を実施しております。

○業務継続計画について

1. 当施設は、感染症や非常災害の発生にもサービスを継続できるよう業務継続計画を策定しており、備蓄の確保等をしております。
2. 当施設は、従業員に対し、業務継続計画に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しております。

○相談、要望、苦情等の窓口

当病院施設のサービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。 *随時受け付けております。

《サービス提供窓口》

電話番号 048-992-0411 (内線400・401・402)
担当部署 介護医療院スタッフステーション
医療福祉相談部 (内線170)
松伏町役場 いきいき福祉課 (直通) 048-991-1886
埼玉県国民健康保険団体連合会(介護保険課)
(直通) 048-824-2568

○サービス利用にあたっての留意事項

(諸般の事情により変更となる場合がございます。)

食事	施設入所中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。食費は、保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は入
----	---

	所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食べ物の持ち込みはご遠慮頂きます。
面会	14時から20時になります。回診のときは、部屋の外でお待ち下さい。また、容体により面会をお断りすることがあります。 小さいお子様をお連れになることはご容赦下さい。 ※感染状況に応じて制限させて頂く場合があります。
外出・外泊	希望される場合は、身元引受人の方よりスタッフステーションにお申し出ください。希望日の4～5日前にお申し出頂きますようお願い致します。ただし、利用者の体調などにより許可できない場合もございますので、御了承下さい。
喫煙・飲酒	施設内は禁煙・禁酒です。たばこ各種、ライターなどの火気類、酒類（ノンアルコール飲料含む）のお持込、喫煙・飲酒はご遠慮下さい。
金銭・貴重品	原則として現金などはお預かりしません。多額の現金・貴重品・カード等は持参されないようお願い致します（破損・紛失・盗難には責任を負いかねます）。
医療機関への受診	入所中及び外出外泊時は施設ですべて健康管理を行なう為、他の医療機関を受診したり投薬を受けたりすることが原則としてできませんのでご注意下さい。
ペットの同伴等	施設内へのペットの同伴及び飼育はお断りいたします。